

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社丸泰  
(法人番号1200001005051)  
業者の住所：岐阜県岐阜市領下6-46
- 2 指名停止措置期間：令和5年5月10日から  
令和5年6月20日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域  
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：株式会社丸泰は、愛知県内の民間建築工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結していたことが、同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和5年4月5日、建設業許可部局である国土交通省中部地方整備局長から監督処分（営業停止10日間）を受けた。
- 5 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

### 指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内